

【電子調達システム対応案件】

***原則、電子入札・電子契約とします。**

令和8年8月17日

各 位

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 東 尚史

一般競争入札公告

下記業務について、一般競争入札を行いますので、希望の向きは下記事項を了知のうえ、参加されますよう公告いたします。

記

1 競争に付する事項

令和8年度建築物定期点検業務委託

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項及び義務

厚生労働省における「令和7・8年度一般競争参加資格」で工種「建築関係建設コンサルタント業務」の入札参加資格等級が「B」または「C」ランクであるものとし、競争参加地域は「関東甲信越地域」であるものとする。

次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条に該当する者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条に該当する者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (4) 警察当局から排除要請のある者
- (5) 労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件請負契約を締結することが不相当であると判断した者
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者
- (10) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したと認められる者。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。
- (12) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有していない者。

3 入札説明書及び契約条項を示す場所

長野県長野市中御所一丁目22-1 長野労働局総務部総務課 会計第三係

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月4日（金）14時00分
- (2) 場 所 長野県長野市中御所一丁目22-1
長野労働総合庁舎4階相談室

5 入札方式

本案件は、原則、「電子調達システム（GEP S）」において行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

7 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金：会計法第２９条の４第１項ただし書及び予決令第７７条第２号に基づき入札保証金は免除する。

（２）契約保証金：会計法第２９条の９第１項ただし書及び予決令第１００条の３第３号に基づき契約保証金は免除する。

8 契約書等作成の要否

契約書の作成を要する。

9 入札の無効

公告した一般競争参加者の資格のない者の入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本案件は低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査を実施する。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする場合がある。

11 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に定める様式３「入札書」により見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

※入札金額に係る費用の内訳書については、入札書に添付すること。

12 入札説明書等の交付

入札説明書は、以下のとおり長野労働局ホームページより取得すること

「調達・売払情報」→「一般競争入札情報」→「令和８年度建築物定期点検業務委託」

13 入札参加希望者の提出書類

入札説明書を取得し、本件一般競争入札に参加を希望する場合は、入札説明書に定める様式５「入札参加適合条件証明書」、様式６「入札説明書受領書」、様式７「保険料納付に係る申立書」、様式８「自己申告書」及び厚生労働省における令和７・８年度一般競争に係る「資格審査結果通知書」の写しを **令和８年９月３日（木）正午**までに提出すること。

14 その他

(1) 現場説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者で現場視察を希望する者は事前に、長野労働局総務部総務課会計第三係（電話：026-223-0550）へ連絡し、日程の調整を受けること

(2) 図面等資料の閲覧について

図面等の資料について、入札前に閲覧を希望する者は、事前に長野労働局総務部総務課会計第三係へ連絡すること。図面等の閲覧は、上記3に記載の所在地のみにおいて行うことができるものとし、入札前の貸出しは行わない（落札者には貸出しを行う。）。

なお、希望する図面の閲覧が不可能な場合もある。

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → 調達ポータル → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トイックス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

- ご不明な点については、下記 URL の FAQ をご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



- FAQ をご確認くださいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → ナビダイヤル ☎ 0570-000-683 IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分～17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

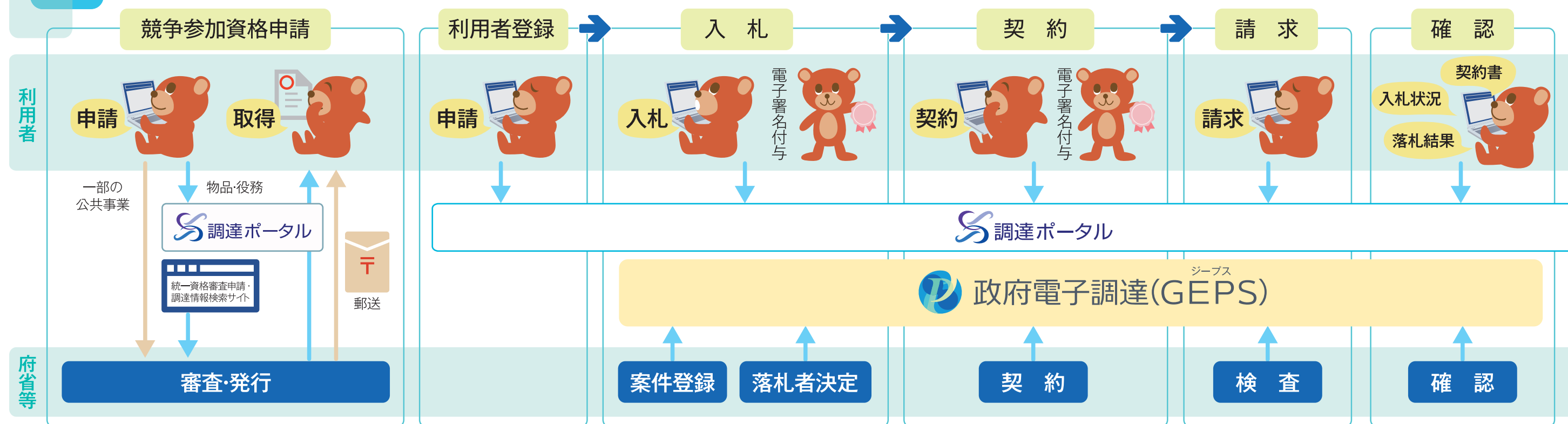
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政府電子調達(GEPS(ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS(ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達(GEPS(ジープス))は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能※

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要※

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

業 務 仕 様 書

1. 業務名：令和8年度 建築物定期点検業務委託

2. 履行場所及び点検対象物：（詳細は「建築物点検場所及び点検対象物一覧表」を参照）

- (1) 松本公共職業安定所（長野県松本市庄内3-6-21）
- (2) 伊那公共職業安定所（長野県伊那市狐島4098-3）
- (3) 篠ノ井公共職業安定所（長野県長野市篠ノ井布施高田826-1）
- (4) 飯山公共職業安定所（長野県飯山市飯山186-4）
- (5) 木曽福島公共職業安定所（長野県木曽郡木曽町福島5056-1）
- (6) 佐久公共職業安定所（長野県佐久市原565-1）
- (7) 大町公共職業安定所（長野県大町市大町2715-4）
- (8) 須坂公共職業安定所（長野県須坂市墨坂2-2-17）
- (9) 諏訪公共職業安定所（長野県諏訪市上川3-2503-1）
- (10) 岡谷地方合同庁舎（長野県岡谷市中央町1-8-4）
- (11) 労働省木曽職員宿舎（長野県木曽郡木曽町新開2442-2）

3. 履行期間：契約締結日から令和8年12月18日まで

4. 業務内容

- (1) 対象建物及び附帯施設について、次の点検を実施する。
 - ・ 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。
 - ・ 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく建築設備等（昇降機除く）の点検。
 - ・ 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態の確認。
- (2) 点検に当たっては、当局から貸与する図面及び資料を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（国土交通省ホームページ参照https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html）に準拠し点検を実施する。また、各項目の点検方法及び判定基準については、「国土交通省告示第1350号」及び「国土交通省告示第1351号」を参考とすること。
- (3) 点検を必要としない項目（当局において別途業務委託を行なっている点検等に該当する項目等）については、「点検除外項目リスト」（別紙1）のとおりとする。
- (4) 点検項目については前項「点検除外項目リスト」（別紙1）を参照し、施設毎に「保全台帳様式2（その1及びその2）」（別紙2）並びに「点検マニュアルチェックシート」（別紙3）のとおりとし、点検結果を記載する。

なお、異常があった場合で、今後修繕等を行う必要があると判断された事項については、危険性の度合いを判断し、修繕に係る優先順位付けを行い、「点検マニュアルチェックシート別紙」（国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室監修、別紙4）に記載するとともに、各施設の図面を作成した上でチェックシート番号を明記する。

- (5) 上記(4)の各項目について、写真を撮影し、修繕計画を提案するとともに、当該修繕に係る見積書を施設毎に作成する。

5. 一般事項

次に示す部位等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状況にあると認められた場合には、支障がある状況を記録する。

- 被覆材で覆われている柱、はり等の構造物
- 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
- 地中又はコンクリート等の中に埋設させているもの
- 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが困難な状況にあるもの
- 運転を停止することがきわめて困難な状況にある機器が付近に存在し、点検することが危険である場所にあるもの
- 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔等
- 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- その他物理的理由又は安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるもの

6. 成果物の提出

- (1) 「保全台帳別紙2（その1及びその2）」（別紙2）、「点検マニュアルチェックシート」（別紙3）及び「点検マニュアルチェックシート別紙」（別紙4）
- (2) 図面（A4又はA3とし、修繕等の必要がある箇所にチェックシート番号を明記したもの）
- (3) 修繕等の必要な箇所に係る写真（デジタルカメラ等使用可）
- (4) 修繕等を要する箇所に係る見積書

7. 一般事項

- (1) 本受託業務において知り得た事項については、守秘義務が課せられるため、第三者に対し一切を漏らしてはならない。
- (2) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (3) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (4) 点検実施者は、常に社員証等を携帯し、自社の制服（作業服）を着用する。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務責任者の1名を定めるものとする。また、各点検場所において最低1名以上次のいずれかの資格を有する者が従事することとし、事前に担

当者へ名簿及び経歴書（資格の写し共）の提出を行い、承諾を受けることとする。

- ・ 一級建築士(全ての点検業務が可)
- ・ 二級建築士(全ての点検業務が可)
- ・ 特殊建築物等調査資格者(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
- ・ 建築設備検査資格者(昇降機以外の建築設備の点検に必要)

(6) 現場点検日時については、担当者と協議して決定する。

1 施設における調査・点検は、原則として次のとおりとする。

臨場者1名（点検資格者） 点検1日

点検施設においては、施設担当者の指示に従うものとする。

(7) 本受託業務の実施に当たっては、あらかじめ担当者と十分協議の上、業務実施計画書を作成する。

なお、業務実施計画書の作表に当たっては、工程・要員・実施体制・連絡体制などの計画を盛り込むこととする。

(8) 各施設の図面については、現地での点検前に長野労働局総務部総務課にて、現存する図面を閲覧又は担当者から必要な部分の貸与を受けるものとし、貸与を受けた図面については、点検後速やかに返還する。

ただし、必要となる全ての図面が用意できない場合がある。

(9) 本受託業務の実施に当たっては、既存施設及び設備、その他の物品等、並びに外来者・職員・住人等に対し、損害及び危害を及ぼさないよう十分注意する。

万一損害及び危害を与えた場合は、直ちに担当者に報告するとともに、これに係る損害の復旧及び補償については、受託者の責任において速やかに原状回復を行なう。

(10) 本受託業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

(11) その他細部については、別途担当者との打合せによることとする。

点 検 除 外 項 目 リ ス ト

- 空調設備(全施設点検不要)
 - 吸収式冷温水発生機
 - 冷却塔
 - ユニット型空調機
 - ファンコイルユニット
 - 給排気ファン
 - ポンプ
 - 全熱交換機
 - 膨張タンク
 - 受水槽
- 電気設備(全施設点検不要)
 - 受電設備(二次変電設備)
 - 電気使用場所の設備
 - 非常用予備発電装置
- 消防用設備(全施設点検不要)
 - 自動火災報知設備
 - 防火・排煙設備
 - 誘導灯設備、消火器設備
 - ガス漏れ火災警報設備
- 警備用設備(全施設点検不要)
 - 異常感知装置
 - 自動通報装置

点検記録(総括表)

点検基礎情報													
点検対象		・敷地 ・建築物											
法定点検対象分類		・建築物の敷地及び構造											
点検者分類		・当該施設職員 ・当該施設以外の職員 ・外部委託											
点検者(組織名)													
点検者の資格区分		・一級建築士 ・二級建築士 ・特殊建築物等調査資格者											
建物基本情報													
建物名称(棟名)						棟番号							
建物構造						建物階数		地上	地下	塔屋			
建物延べ面積		㎡				竣工年月		年		月			
備考													
点検対象部位項目(点検項目)				分類(※)			有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		備考
				建	官	保					今年度	前回	
一 敷地 及び 地盤	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況		○	○	○							
	敷地	敷地内の排水の状況		○	○	○							
	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況		○	○	○							
二 建 築 物 の 外 部	基礎	基礎の沈下等の状況		○	○	○							
		基礎の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		土台(木造に限る。)		土台の沈下等の状況	○	○	○						
				土台の劣化及び損傷の状況	○	○	○						
	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
		外装仕上材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		○	○									
三 屋 上 及 び 屋 根	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
	屋上回り(屋上面を除く。)	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		金属笠木の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		排水溝(ドレーン含む。)の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		屋根	屋根の劣化及び損傷の状況		○	○	○						
	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
		支持部分等の劣化及び損傷の状況		○	○	○							
四 建 築 物 の 内 部	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			配管、風道等の区画貫通部	区画貫通部の状況			○						
	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							
			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	○	○							

※分類
建：建築基準法により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目
官：官公法により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目
保：国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目

[illegible]

点検基礎情報																
点検対象		・建築物														
法定点検対象分類		・建築設備(昇降機以外) ・昇降機														
点検者分類		・当該施設職員 ・当該施設以外の職員 ・外部委託														
点検者(組織名)																
点検者の資格区分		・一級建築士 ・二級建築士 ・建築設備検査資格者 ・昇降機検査資格者														
建物基本情報																
建物名称(棟名)						棟番号				地上		地下		塔屋		
建物構造						建物階数				年		年		月		
建物延べ面積		㎡				竣工年月										
備考																
点検対象部位項目(点検項目)							分類(※)			有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		備考
							建	官	保					今年度	前回	
一 無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況				○	○	○							
			給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況				○	○	○							
			風道の取付けの状況				○	○	○							
			給気機及び排気機の設置の状況				○	○	○							
			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				○	○	○							
			排気筒及び煙突の断熱の状況				○	○	○							
			性能				中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				○	○	○			
		空気調和設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観	主要機器の設置の状況				○	○	○							
			主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況				○	○	○							
二 上記以外の室に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空気調和設備	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況						○							
			給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況						○							
			風道の取付けの状況						○							
			給気機及び排気機の設置の状況						○							
			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況						○							
			排気筒及び煙突の断熱の状況						○							
			性能				中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況						○			
		空気調和設備の主要機器及び配管の外観	主要機器の設置の状況						○							
			主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況						○							
三 無窓の居室、火気を使用するために換気設備が設けられた室又は避難階段等の付室に設けられた防火ダンパー	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況														
						○	○	○								
		防火ダンパーの作動の状況														
						○	○	○								
		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況														
						○	○	○								
		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				○	○	○								
						○	○	○								
四 上記以外の室に設けられた防火ダンパー	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況						○								
		防火ダンパーの作動の状況						○								
		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況						○								
		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況						○								
五 排煙設備	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況				○	○	○							
			排煙口及び給気口の取付けの状況				○	○	○							
			排煙風道及び給気風道との接続の状況				○	○	○							
			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況				○	○	○							
			排煙風道の断熱の状況				○	○	○							

点検基礎情報															
点検対象		○敷地 ○建築物													
法定点検対象分類		○建築物の敷地及び構造													
点検者分類		○当該施設職員 ・当該施設以外の職員 ・外部委託													
点検者(組織名)															
点検者の資格区分		・一級建築士 ・二級建築士 ○特殊建築物等調査資格者													
建物基本情報															
建物名称(棟名)		●●●●庁舎				棟番号		●●●							
建物構造		木造				建物階数		地上 1 地下 塔屋							
建物延べ面積		250 m ²				竣工年月		昭和40 年 7 月							
備考															
点検対象部位項目(点検項目)		分類(※)			有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		備考				
		建	官	保					今年度	前回					
一敷地及び地盤	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況			○	○	○	無		2008/12/1	2005/12/1				
	敷地	敷地内の排水の状況			○	○	○	有	敷地西側角・陥没	2008/12/1	2005/12/1				
	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	無		2008/12/1	2005/12/1				
	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況			○	○	○	無							
二建築物の外部	基礎	その部位が当該施設に有るか無いかについて「○」、「ー」等の記号により区別する。			○	○	○	ー	ー						
		基礎の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー						
	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況			○	○	○	○	○	無	2008/12/1	2005/12/1			
		土台の劣化及び損傷の状況			○	○	○	○	○	有	軒・寄附西側角・土台・廊下・その他	2008/12/1	2005/12/1		
	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	○	○	無		2008/12/1	2005/12/1	
			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
		外装仕上材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			窓サッシ等			サッシ等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	○	○	無	2008/12/1
	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
		支持部分等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
三屋上及び屋根	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
	屋上回り(屋上面を除く。)	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
		金属笠木の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
		排水溝(ドレーン含む。)の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況			○	○	○	○	○	無	2008/12/1	2005/12/1			
	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー					
支持部分等の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー							
四建築物の内部	防火区画	防火区画の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			配管、風道等の区画貫通部					○	ー	ー	ー				
	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	○	○	無	2008/12/1	2005/12/1		
			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー				
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			○	○	○	ー	ー	ー							

[illegible]

点検基礎情報															
点検対象		○建築物													
法定点検対象分類		○建築設備(昇降機以外) ・昇降機													
点検者分類		○当該施設職員 ・当該施設以外の職員 ・外部委託													
点検者(組織名)															
点検者の資格区分		・一級建築士 ・二級建築士 ○建築設備検査資格者 ・昇降機検査資格者													
建物基本情報															
建物名称(棟名)		●●●●庁舎					棟番号		●●●						
建物構造		木造					建物階数		地上 1 地下		塔屋				
建物延べ面積		250 m ²					竣工年月		昭和40 年		7 月				
備考															
点検対象部位項目(点検項目)				分類(※)			有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		備考		
				建	官	保					今年度	前回			
一 無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空調設備を含む。)	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況	○	○	○	—	—	—						
			給気口、排気口及び居室内の空気の入力口の取付けの状況	○	○	○	—	—	—						
			風道の取付けの状況	○	○	○	—	—	—						
			給気機及び排気機の設置の状況	○	○	○	—	—	—						
			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○	○	○	—	—	—						
		性能	排気筒及び煙突の断熱の状況	○	○	○	—	—	—						
			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	○	○	○	—	—	—						
			空調設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観	主要機器の設置の状況	○	○	○	—	—	—					
				主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	○	○	○	—	—	—					
				空調設備の運転の状況	○	○	○	—	—	—					
二 上記以外に設けられた換気設備及び空調設備	自然換気設備、機械換気設備及び空調設備	外観	外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1			
			給気口、排気口及び居室内の空気の入力口の取付けの状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1			
			風道の取付けの状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1			
			給気機及び排気機の設置の状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1			
			その部位が当該施設に有るか無いかについて「○」、「—」等の記号により区別する。			○	—	—	—						
		性能	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			○	—	—	—						
			空調設備の主要機器及び配管の外観	主要機器の設置の状況			○	○	○	有	当該施設に設置された空調設備の設置状況	2008/12/1	2007/12/1		
				主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1		
				空調設備の運転の状況			○	○	○	無		2008/12/1	2007/12/1		
			三 無窓の居室、火気を使用するために換気設備が設けられた室又は避難階段等の付室に設けられた防火ダンパー	防火ダンパー等	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況	○	○	○	—	—	—			
防火ダンパーの作動の状況															
防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					○	○	○	—	—	—					
	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	○			○	○	—	—	—						
	四 上記以外に設けられた防火ダンパー	防火ダンパー等			防火ダンパーの取付けの状況			○	—	—	—				
防火ダンパーの作動の状況				○	—	—	—								
防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				○	—	—	—								
連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				○	—	—	—								
五 排煙設備	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況	○	○	○	—	—	—						
			排煙口及び給気口の取付けの状況	○	○	○	—	—	—						
			排煙風道及び給気風道との接続の状況	○	○	○	—	—	—						
			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況	○	○	○	—	—	—						
			排煙風道の断熱の状況	○	○	○	—	—	—						

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
基礎			基礎															
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐														
免震装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐														
制振装置																制振装置		
制振装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部にゆるみがないか。 【目視】															無 ☐	有 ☐		
木造			木造				木造											
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
土台に著しい腐朽、変形等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
基礎との繋結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
組積造(補強コンクリートブロック造を除く。)			組積造				組積造											
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐														
れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
補強コンクリートブロック造			補強コンクリートブロック造				補強コンクリートブロック造	補強コンクリートブロック造							補強コンクリートブロック造	補強コンクリートブロック造		
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐														
補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。 【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
鉄筋のさび汁が出ていないか。 【目視】							無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
鉄骨造			鉄骨造				鉄骨造		鉄骨造						鉄骨造		鉄骨造	
建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】			無 ☐ 有 ☐															
鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食がないか。【目視】			無 ☐ 有 ☐															
柱脚部のコンクリートに著しいき裂がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
柱、はりに変形がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに著しい損傷、さび等の腐食がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
耐火被覆材にはく離がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐								無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造						鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】			無 ☐ 有 ☐															
鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白華、さび、き裂、はく落、欠損等は見られないか。【目視】			無 ☐ 有 ☐															
鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
柱、はり等の主要構造部コンクリートに著しいき裂がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
柱、はりに変形がないか。【目視】							無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐						無 ☐ 有 ☐		無 ☐ 有 ☐	
敷地			敷地															
敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥没、隆起等により裂け目が発生するなど相対的な著しい段差がないか。(舗装部分を除く)【目視】	無 ☐	有 ☐																
舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装面又は舗装仕上げ材のはく離等の著しい損傷はないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
側溝に著しい傾き、損傷はないか。また、清掃状況は良好か。 【目視】	無 ☐	有 ☐																
ます	ます																	
雨水桝や汚水桝などに排水不良や損傷はないか。また、桝内の清掃状況は良好か。【目視】	無 ☐	有 ☐																
電気ハンドホール内に水が溜まっていて、漏電などのおそれはないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
電気ハンドホール内において、管口の止水材(シーリング材)の浮き又は脱落がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
桝ふた、マンホールなどにがたつきがないか。【目視】【歩行確認】	無 ☐	有 ☐																
擁壁等	擁壁等																	
擁壁の著しい傾き、き裂、はらみ等はないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
擁壁に転倒等のおそれはないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
水抜き穴のつまりはないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
塀	塀																	
塀に著しい傾き、又はぐらつき等がないか。【目視】(触手)	無 ☐	有 ☐																
コンクリート、ブロック等の塀に著しいき裂等の劣化、損傷あるいは傾き等はないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
塀と控え柱・壁の接統部に著しいき裂等がないか、又は離れていないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
金属フェンス等に著しい変形、破損、さび、腐食、ゆるみ等はないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
基礎部が陥没するなど塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
基礎部に著しいき裂等はないか。 【目視】	無 ☐	有 ☐																
門	門																	
門扉の作動状態は良好か。また、施錠及び開放時の固定に支障をきたしていないか。【作動確認】	無 ☐	有 ☐																
門扉、門柱及び支柱にさび、変形、ぐらつき等がないか。【目視】【触手】	無 ☐	有 ☐																
鉄塔	鉄塔						鉄塔											
コンクリート基礎部にき裂、欠損、さび汁等がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
鉄骨構成部材及び溶接部にき裂、変形、塗装の劣化、さび等の腐食がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
煙突	煙突				煙突		煙突											
煙突が傾斜していないか。【目視】				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐										
煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいき裂、欠損、さび汁及び汚れ、はらみ、はく離、はく落がないか。【目視】【触手】				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐										
煙突と建物の接合部にき裂はないか。【目視】				無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐										
通路	通路																	
敷地内の通路の仕上げ材料の損傷、変形又は浮きがないか。【目視】【歩行確認】	無 ☐	有 ☐																
通路にあるマンホール蓋等にぐらつきがないか。又は通行に支障がないか。【目視】【歩行確認】	無 ☐	有 ☐																
歩行部に水たまりの痕跡がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
通路、スロープの手すり本体、支持部材及び支柱埋設部に著しい損傷、変形、腐食、ぐらつきがないか。【目視】【触手】	☐	☐		無 ☐	有 ☐													
通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。【目視】【歩行確認】	無 ☐	有 ☐																

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっているか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
車路	車路																	
出入口にミラーが設置されている場合、見えにくくなっているか。【目視】【歩行確認】	無 ☐	有 ☐																
駐車場の区分(白線等)は見えにくくなっているか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
車止めにずれ等がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
外灯	外灯																	
照明器具やポール等に、ぐらつき、傾きがないか。【目視】【触手】	無 ☐	有 ☐																
照明器具やポール等に広範囲にわたり損傷、変形及びさびがないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
タイマーによる自動点滅器等による入切りの作動において、設定にしたがい作動点灯するか。【作動確認】【目視】	無 ☐	有 ☐																
照明器具本体やその付近に異音、異臭がないか。【聴診】【臭気】	無 ☐	有 ☐																
散水用水栓等	散水用水栓等																	
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】	無 ☐	有 ☐																
屋根	屋根																	
防水層、モルタル等の保護層に著しい浮きやき裂等の損傷がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
屋根ふき材(金属製又は瓦等)下地材及び繋結金物に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
トップライトに傷、割れ等による落下のおそれがないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
屋根及び伸縮目地材部に土砂がたまり、又は雑草が繁茂し、防水、排水の機能を損なうおそれはないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
排水不良による水たまりができていないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
ルーフトレンドレン排水口が閉塞していないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
笠木は変形、腐食等で脱落のおそれはないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
パラペットに浮き、き裂、損傷、白華、腐食、漏水痕等がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損はないか。【目視】							無 ☐	有 ☐										
金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐										
雨樋、支持金物等に著しいぐらつきがないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐										
外壁			外壁				外壁											
外壁仕上材(タイル、モルタル、石等)にき裂や浮き等の劣化及びはく落のおそれはないか。【目視】【触手】【打診】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
吹付けなどの塗装仕上材にチョーキング、浮き、はく落がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
目地などのシーリング材のき裂等の劣化がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
金属パネル仕上(鋼製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
ひさし・玄関ポーチ			ひさし・玄関ポーチ															
ひさし部からの漏水、さび汁の痕跡はないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
仕上材ではく落、き裂、腐食等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
ポーチ部分に沈下、隆起、傾斜等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
天井・内壁					天井・内壁				天井・内壁		天井・内壁		天井・内壁		天井・内壁		天井・内壁	
天井等の仕上げ材の著しいずれ等がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
壁・天井に小動物の侵入出来る部位がないか。【目視】																	無 ☐	有 ☐
天井材、内壁仕上げ材等に漏水の痕跡がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
点検口本体及び枠にずれ、変形、腐食等がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
床					床				床		床		床		床		床	
配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】【歩行確認】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
歩行時等に床に著しいぐらつきがないか。【歩行確認】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
床点検口に著しいぐらつきや開閉に不具合がないか。【歩行確認】【作動確認】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】					無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		
通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐												

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
照明器具等			照明器具等		照明器具等		照明器具等		照明器具等		照明器具等		照明器具等		照明器具等		照明器具等	
照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
照明器具類から異音や異臭がないか。【聴診】【臭気】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
非常用照明が点灯するか。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
コンセント、スイッチ			コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ		コンセント、スイッチ	
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
スイッチの作動時にスパーク、発煙がないか。【目視】【聴診】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
屋内消火栓設備							屋内消火栓設備		屋内消火栓設備		屋内消火栓設備				屋内消火栓設備			
消火栓箱に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		
消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。または、開閉することができるか。【目視】【作動確認】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐		
スプリンクラー設備等ヘッド							スプリンクラー設備等ヘッド		スプリンクラー設備等ヘッド		スプリンクラー設備等ヘッド							
スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)			
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号		
不活性ガス消火設備等ヘッド																			不活性ガス消火設備等ヘッド	
不活性ガス消火設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】																		無 □	有 □	
煙感知器、熱感知器									煙感知器、熱感知器	煙感知器、熱感知器	煙感知器、熱感知器	煙感知器、熱感知器	煙感知器、熱感知器	煙感知器、熱感知器					煙感知器、熱感知器	
煙感知器、熱感知器に著しい汚れや腐食等がないか。【目視】									無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
自動火災報知設備									自動火災報知設備	自動火災報知設備			自動火災報知設備	自動火災報知設備					自動火災報知設備	
受信機、発信機等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】									無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
受信機、発信機等の機器から、異音、発熱がないか。【聴診】【触手】									無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
インターホンに雑音等が入っていないか。【聴診】									無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
ガス漏れ火災警報設備													ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ火災警報設備						
ガス漏れ検知器等の機器にほこり等が付着していないか。【目視】													無 □	有 □	無 □	有 □				
ガス漏れ検知器等の機器から、異音・発熱がないか。【聴診】【目視】													無 □	有 □	無 □	有 □				
分電盤・制御盤			分電盤・制御盤				分電盤・制御盤	分電盤・制御盤	分電盤・制御盤	分電盤・制御盤			分電盤・制御盤	分電盤・制御盤			分電盤・制御盤	分電盤・制御盤		
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。【目視】【聴診】【臭気】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
排気口、給気口			排気口、給気口				排気口、給気口		排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口	排気口、給気口
排気口、給気口、ドアガラリ、防虫網に通気不良の原因となる塵埃又はその他の障害物がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。【聴診】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置							排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置		排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置									
排煙口、排煙窓が障害物等により作動が妨害されていないか。故障等により機能は損なわれていないか。【目視】【作動確認】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐								
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。【目視】							無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐								
メンテナンス用タラップ							メンテナンス用タラップ								メンテナンス用タラップ			
タラップ、手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
(外部)階段			(外部)階段				(外部)階段				階段							
階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐						
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
仕上げ材にき裂、損傷、浮き等がないか。【目視】											無 ☐	有 ☐						

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐						
屋根又は支柱の著しいき裂、損傷、腐食などがないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
窓、障子			窓		窓		窓		窓・障子		窓		窓					
スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
引き違い形式建具の外れ止めストッパーが掛けられているか。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓ガラスにき裂その他の損傷ないか、又は網入りガラスの場合、鉄線のさび等はないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の枠やシーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
窓の下部に雨水の浸入や結露水が室内にあふれた等の痕跡がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐				
ドア			ドア		ドア		ドア		ドア		ドア		ドア		ドア		ドア	
ドアの開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。【作動確認】【聴診】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ドアの枠やシーリング材等に腐食、き裂などの劣化がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
外部に面するドアで、降雨後雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
バルコニー			バルコニー															
手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】			無 ☐	有 ☐														
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
鉄骨造の場合、塗装等のはがれやさび等がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐														
シャッター			シャッター		シャッター						シャッター							
シャッターの作動状態は良好か。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						
シャッターの開閉時に異音がないか。【作動確認】【聴診】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						
シャッターに著しいさびや腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						
自動閉鎖式のシャッターの場合、障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】			無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐						
自動扉					自動扉													
自動扉の開閉機能に障害がないか。【作動確認】					無 ☐	有 ☐												
自動扉に著しいさびや腐食がないか。【目視】					無 ☐	有 ☐												
扉が障害物を感知し停止するなどの安全装置は正常に作動するか。【作動確認】					無 ☐	有 ☐												
自動扉床感知式の場合、マット等床検知部のはく離、浮き、変形等により歩行に支障となっていないか。【目視】					無 ☐	有 ☐												
防火扉									防火扉		防火扉							
撤去された防火扉はないか。【目視】									無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐						

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
本体と枠に、防火性能を損なうおそれのある著しいき裂その他の損傷、変形、腐食がないか。【目視】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
扉の引きずり等作動時に支障がないか。【目視】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常、損傷はないか。【目視】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
防火扉及びくぐり戸の開閉機能に著しい障害がないか。【作動確認】									無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐					
避雷針、テレビアンテナ等			避雷針、テレビアンテナ等				避雷針、テレビアンテナ等											
避雷針やテレビアンテナの支柱は腐食や損傷等がないか。【目視】 【触手】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
避雷針の突針、支持管に著しい傾き、曲がり、ぐらつきがないか。【目視】 【触手】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
避雷導線接続部に、ゆるみ、脱落、断線がないか。【目視】 【触手】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
接地用端子箱の端子等にゆるみ、脱落、断線がないか。【目視】 【触手】			無 ☐	有 ☐														
冷却塔	冷却塔						冷却塔											
本体に著しい腐食、異常振動、異音等はないか。【目視】 【聴診】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										
ブロー装置や薬液注入装置の作動状態は良好か。【作動確認】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐										

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)		
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	
空調機用屋外機等			空調機用屋外機等				空調機用屋外機等												
本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐											
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐											
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐											
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】			無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐											
建築設備等困障			建築設備等困障				建築設備等困障												
建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐											
建築設備等の困障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等接合ボルトにゆるみや脱落がないか。【目視】【触手】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐											
空調・換気用ダクト							空調・換気用ダクト									空調・換気用ダクト		空調・換気用ダクト	
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ダクトから空気の漏れはないか。【聴診】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ダクトに異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ダクトの支持、固定部にぐらつき、き裂、腐食がないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ダンパー・防火ダンパー							ダンパー・防火ダンパー									ダンパー・防火ダンパー		ダンパー・防火ダンパー	
ダンパーの開閉不良等、作動不良をおこしていないか。【目視】【作動確認】							無 ☐	有 ☐								無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
防水ダンパーが閉状態になっていないか。【目視】							無 □	有 □							無 □	有 □	無 □	有 □
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】 【触手】							無 □	有 □							無 □	有 □	無 □	有 □
ケーブルラック、バスダクト							ケーブルラック、バスダクト								ケーブルラック、バスダクト		ケーブルラック、バスダクト	
ケーブルラック、バスダクト及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】							無 □	有 □							無 □	有 □	無 □	有 □
ケーブルラック、バスダクトの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】【触手】							無 □	有 □							無 □	有 □	無 □	有 □
ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。【目視】【触手】							無 □	有 □							無 □	有 □	無 □	有 □
電気配線			電気配線				電気配線		電気配線						電気配線		電気配線	
電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □					無 □	有 □	無 □	有 □
ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □					無 □	有 □	無 □	有 □
ボックス類及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □					無 □	有 □	無 □	有 □
ボックス類に部分的な高温状態、振動がないか。【目視】【触手】			無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □					無 □	有 □	無 □	有 □
冷温水配管、冷却水配管、油配管、ガス配管							冷温水配管、冷却水配管、油配管、ガス配管		冷温水配管、ガス配管				ガス配管		冷温水配管、油配管、ガス配管		油配管、ガス配管	
配管、バルブに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。【目視】							無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
配管の保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】							無 □	有 □	無 □	有 □					無 □	有 □		
配管に異音、異常振動がないか。【目視】【聴診】							無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □
配管から異臭がないか。【臭気】							無 □	有 □	無 □	有 □			無 □	有 □	無 □	有 □	無 □	有 □

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
配管及び支持金物等にぐらつきがないか。【触手】							無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
給水配管、排水配管							給水配管、排水配管						給水配管、排水配管		給水配管、排水配管			
給水配管(給湯配管他)、排水配管から水漏れがないか。【目視】							無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
給水配管(給湯配管他)、排水配管の保温材が濡れていないか。【目視】【触手】							無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。【目視】							無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
排水器具よりの排水状況が良好か。【目視】							無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐	
湯沸器、コンロ													湯沸器、コンロ					
ガス湯沸器、ガスコンロ及びガス管からガス臭はしないか。【臭気】													無 ☐	有 ☐				
ガス管にひび割れなどの劣化はないか。【目視】													無 ☐	有 ☐				
ガス湯沸器、電気温水器などの支持金物に著しい変形、腐食、ぐらつきがないか。【目視】【触手】													無 ☐	有 ☐				
流し台等													流し台等					
流し台等に著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】													無 ☐	有 ☐				
便器、洗面器等													便器、洗面器等					
便器、洗面器に著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】													無 ☐	有 ☐				
洗面カウンターにぐらつきがないか。【触手】													無 ☐	有 ☐				
自家発電設備																	自家発電設備	
自家発電設備本体に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】																	無 ☐	有 ☐

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
自家発電設備本体及び燃料槽又は冷却水系統配管に油漏れ、水漏れがないか。【目視】																	無 □	有 □
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】																	無 □	有 □
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】																	無 □	有 □
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】																	無 □	有 □
発電機が起動するか。【作動確認】																	無 □	有 □
受変電設備																		受変電設備
受変電機器キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】																	無 □	有 □
機器本体から異音がしないか。【聴診】																	無 □	有 □
機器本体から異臭がないか。【臭気】																	無 □	有 □
熱源機器																		熱源機器
本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】																	無 □	有 □
本体から異音、異臭がないか。【聴診】【臭気】																	無 □	有 □
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】																	無 □	有 □
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】																	無 □	有 □
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】																	無 □	有 □

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
空気調和機、エアコン、ファンコイル等									エアコン、ファンコイル等						空気調和機、エアコン、ファンコイル等			空気調和機、エアコン
加湿器から十分な噴霧が行われているか。【目視】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。【目視】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
機器からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
内部のドレンパン等に著しい腐食はないか。また、排水状況は良好か。【目視】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】									無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐		無 ☐
換気扇、送風機等													換気扇、送風機等		送風機		送風機	
便所、湯沸室使用時に換気扇、送風機等が作動し、排気を行っているか。【作動確認】													無 ☐	有 ☐				
送風機は正常に作動するか。【作動確認】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
送風機本体から異音、異常振動、異臭がないか。【聴診】【臭気】													無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
モーター部分等に異臭がないか。【臭気】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
ファンベルトに傷はないか。【目視】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)		
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	
送風機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】【触手】															無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
送風機本体の架台固定用又は吊り用のアンカーボルト周囲のコンクリートに著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐		無 ☐	有 ☐
排煙機																			
排煙機は正常に作動するか。【作動確認】															無 ☐	有 ☐			
排煙機本体の架台部分にき裂、腐食がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
排煙機からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】															無 ☐	有 ☐			
モーター部分等に異臭がないか。【臭気】															無 ☐	有 ☐			
ファンベルトに傷はないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
予備電源での起動、運転が可能か。【作動確認】															無 ☐	有 ☐			
始動用蓄電池に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
始動用蓄電池に液漏れはないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
ポンプ																			
本体に損傷、変形、き裂、水漏れ等がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐			
本体からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】															無 ☐	有 ☐			

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐		
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】															無 ☐	有 ☐		
本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐		
オイルタンク																	オイルサービスタンク	オイルタンク
防油堤内に漏油がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
オイルタンクに傾きや破損等はないか。【目視】															無 ☐	有 ☐	無 ☐	有 ☐
自家発電設備用燃料は規定量確保されているか。【目視】																	無 ☐	有 ☐
昇降機																	昇降機	
巻上機、ロープ及びガイドレールに変形、損傷、さび、摩耗がないか。【目視】															無 ☐	有 ☐		
安全装置の作動不良がないか。【作動確認】															無 ☐	有 ☐		
(給水用、消火用、空調用)タンク		(給水用、消火用、空調用)タンク					(給水用、消火用、空調用)タンク								(給水用、消火用、空調用)タンク			
タンクの本体、架台に損傷、変形、腐食等の劣化、又は当該部分からタンクの外部に漏水の痕跡がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
オーバーフロー管からタンク内部の水が流出していないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
オーバーフロー管は間接排水の確保がされているか。また、防虫網に損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分からタンクの内部に虫等の侵入の可能性がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		
コンクリート基礎に著しいき裂等の損傷、又は基礎が不同沈下していないか。【目視】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐		

点検マニュアルチェックシート

仕様書の別紙3

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部位	建築物の敷地		建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)							
	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号						
タンク及び架台等の固定ボルトにゆるみがないか。【触手】	無 ☐	有 ☐					無 ☐	有 ☐							無 ☐	有 ☐								
自動制御機器									自動制御機器								自動制御機器							
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。【目視】									無 ☐				有 ☐				無 ☐				有 ☐			
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で周囲に複写機などの発熱体はないか。【目視】									無 ☐				有 ☐				無 ☐				有 ☐			
その他附属物	その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物		その他附属物							
固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内表示板等の付属物に著しいぐらつきがないか。【目視】【触手】					無 ☐		有 ☐				無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐							
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見づらくなっていないか。【目視】			無 ☐		有 ☐				無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐					
インターホンの作動は正常か。【作動確認】					無 ☐		有 ☐																	
監視カメラ等の機器から異音・発熱がないか。【聴診】	無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐				無 ☐		有 ☐											
監視カメラが遠隔操作において、操作指示にしたがい作動するか。【作動確認】	無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐				無 ☐		有 ☐											
監視カメラ等の支持金物・支柱等にぐらつき、傾き及び著しいさび等の腐食がないか。【目視】【触手】	無 ☐		有 ☐		無 ☐		有 ☐				無 ☐		有 ☐											
水防板、水防壁等で水防の性能に支障をきたす著しいき裂、損傷、腐食がないか。【目視】					無 ☐		有 ☐																	
水防板、水防壁が作動の支障となるような変形等はないか。【目視】					無 ☐		有 ☐																	
オイルタンクの付近に可燃物はないか。また、上部が駐車スペースとなっていないか。【目視】	無 ☐		有 ☐																					
オイルタンク、浄化槽等が埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。【目視】【触手】	無 ☐		有 ☐																					
エキスパンションジョイントカバー部に著しいずれ等がないか。【目視】			無 ☐		有 ☐																			

点検マニュアルチェックシート

着色部は「建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律」で義務づけられている点検項目
※異常有の場合は、別紙に当該場所と異常の内容や気づいた点を記入する。

点検部	建築物の敷地	建物外部		建物内(玄関及び玄関ロビー等)		屋上・塔屋		建物内(室内)		建物内(廊下、階段等)		建物内(便所、湯沸室等)		建物内(空調機械室、エレベーター機械室等)		建物内(電気室、自家発電機室)	
		異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無	別紙番号
基礎	点検した結果、異常がない場合は「無」の「□」に「レ」マークを入れてください。 周辺地盤と比較して、き裂その他損傷はないか。	基礎															
		無 ☒	有 ☐														
免震装置に著しい食、接合部のゆるみがないか。【目視】	当該点検部位がない場合は「/」を入れてください。	無 ☐	有 ☐														
制振装置	制振装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部にゆるみがないか。【目視】												制振装置				
													無 ☐	有 ☐			
木造	建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】	木造				木造											
	点検した結果、異常がある場合は「有」の「□」に「レ」マークを入れてください。	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
	土台に著しい腐朽、変形がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
	基礎との緊結部にゆるみ、変形、傾斜がないか。【目視】	無 ☒	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
	木造の外部に面する柱、はり等の木部分に著しい腐朽、蟻害、変形等がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
組積造(補強コンクリートブロック造を除く。)	建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】	組積造				組積造											
	れんが、石等の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐										
補強コンクリートブロック造	建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】	補強コンクリートブロック造				補強コンクリートブロック造	補強コンクリートブロック造						補強コンクリートブロック造	補強コンクリートブロック造			
	補強コンクリートブロックにき裂、はく落、欠損等がないか。【目視】	無 ☐	有 ☐			無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			
	鉄筋のさび汁が出ていないか。【目視】					無 ☐	有 ☐						無 ☐	有 ☐			

点検マニュアルチェックシート 別紙

(/)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

仕様書の別紙4(記入要領)

点検マニュアルチェックシート 別紙

(1 / 〇)

チェックシート 番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1	庁舎南西角床下通気口近く	土台に腐食があった。	早急に専門家に確認してもらふ必要あり
2	庁舎東側屋根下	はり部分に一部蟻害がみられる。	早急に専門家に確認してもらふ必要あり
3		異常の内容を記入してください	備考欄に今後の対応等について記入してください。
4			
5		後日確認し易いよう詳しく記入してください。	
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

入 札 説 明 書

令和 8 年度建築物定期点検業務委託

【電子調達システム対応案件】

入札書は、原則電子調達システム（G E P S）で提出してください。

< G E P S 利用による利点 >

- * 入札書類提出時の訪問や発送、入札会場での立合いが不要！
- * 契約書作成にかかる印紙税及び発送費用の削減！
- * 紙媒体による書類紛失等の未然防止！

ご利用の方はサイトURLよりアクセスください ⇒ <https://www.p-portal.go.jp>

長野労働局 総務部 総務課 会計第三係

入 札 説 明 書

入札は、別に示した事項の他、この説明書の定めるところにより行う。

第 1 競争参加資格については以下のとおりとする。

◎厚生労働省における「令和 7・8 年度一般競争参加資格」で工種「建築関係建設コンサルタント業務」の入札参加資格等級が「B」または「C」ランクであるものとし、競争参加地域は「関東甲信越地域」であるものとする。

◎次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条に該当する者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (4) 警察当局から排除要請のある者
- (5) 労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件請負契約を締結することが不適当であると判断した者
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
- (9) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者
- (10) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したと認められる者。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。
- (12) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有していない者。

第 2 入札に参加する者は、仕様書、業務委託契約書（案）を熟知しておくこと。

なお、入札者は入札後においては、この説明書に掲げた事項及び仕様書、業務委託契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

第3 質問事項は、様式1「質問書」により以下の日時までに提出すること。

令和8年8月26日（水）正午まで

質問書送付先：〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

長野労働局総務部総務課会計第三係 あてメールまたは郵便

回答については、入札説明書を受領した入札参加予定業者に対して、

令和8年8月31日（月）午後5時（予定）までにまとめる行う。

第4 入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札者は、入札書に記載した金額に係る費用内訳書（任意様式）を入札書に添付すること。入札金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

第5 入札書は、原則電子調達システムにより提出すること。

ただし、電子調達システムを導入していない等の事情により、紙による入札参加を希望する場合には、様式2「電子入札における紙入札方式での参加について」により令和8年9月3日（木）正午までに申し出ること。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

1 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年9月4日（金）午後2時00分までとする。

（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。）

なお、第7に記載した再入札を行う場合には、入札参加事業者に対し、電話により参加希望の有無を確認のうえ、直ちに再入札を開始するので、再入札に参加を希望する場合は必ず端末の前に待機すること。

2 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和8年9月4日（金）午後2時

（郵送の場合は受領期限の前開庁日までに到着するように簡易書留にて送付し、かつ受領の確認をすること。）

② 入札書の提出場所

長野労働局 長野市中御所一丁目22-1

③ 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

長野労働局総務部総務課会計第三係 TEL 026-223-0550

④ 入札書の提出方法

入札書は、様式3「入札書」の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局総務部長 殿と記載）及び「9月4日開札 令和8年度建築物定期点検業務委託の入札書在中」と朱書すること。

⑤ 郵便（書留郵便に限る。）による提出方法

二重封筒とし、表封筒に「9月4日開札 令和8年度建築物定期点検業務委託の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、入札書の受領期限（2-①記載）までに下記の送付先に、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 再入札に参加を希望する場合の提出方法

第7に記載した再入札を行う場合に当該再入札への参加を希望する者は、各入札に係る入札書を様式3によりそれぞれ作成し、各封筒（郵便の場合は中封筒）の封皮に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第●回」…とそれぞれ明記すること。

郵便による入札書の提出先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

長野労働局 総務部総務課 会計第三係

3 内訳書の提出

本入札に参加する者は、入札書に記載した金額に係る内訳書を提出しなけれ

ばならない。

4 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

5 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

6 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続を完了しておくこと。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続をする時点までに委任の手続を完了しておくこと。なお、電子調達においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、会社名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）するとともに、開札時までに様式4「委任状」の様式による代理委任状を提出すること。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

第 6 開 札

1 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

2 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係

職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出すること。

- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第 7 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

第 8 その他

1 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、様式 5「入札参加適合条件証明書」、様式 6「入札説明書受領書」、様式 7「保険料納付に係る申立書」、様式 8「自己申告書」及び令和 7・8 年度一般競争に係る「資格審査結果通知書」(写)を令和 8 年 9 月 3 日(木)正午までに提出すること。

なお、提出方法は、電子調達システムによる入札参加希望者は当該システムにより、紙による入札参加希望者は紙によりそれぞれ提出すること。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ① 最低価格の入札者となった場合でも、当該入札が、会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限内で次順位の者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

第 9 本入札は、低入札価格調査の対象となる入札であり、調査を要する場合は調査への協力義務があるため留意すること。低入札価格調査基準に該当した場合、様式 9 提出書、様式 10 申出書及び申出書の事実確認を行なうための添付書類が必要となる。上記積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求める場合がある。積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。

第 10 落札者は、速やかに業務委託契約に関する打ち合わせを行うこととし、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内に契約書を差し出さなければならない。

第 11 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とすること。

第 12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 長野労働局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 1 により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により長野労働局総務部総務課に報告すること。
- 3 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、長野労働局総務部総務課と協議を行うこと。

第 13 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努め

ることに誓約したものとする。

第 14 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

◎ 様式一覧

- ・ 様式 1 質問書
- ・ 様式 2 電子入札における紙入札方式での参加について
- ・ 様式 3 入札書
- ・ 様式 4 委任状
- ・ 様式 5 入札参加適合条件証明書
- ・ 様式 6 入札説明書受領書
- ・ 様式 7 保険料納付に係る申立書
- ・ 様式 8 自己申告書
- ・ 様式 9 提出書
- ・ 様式 10 申出書

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東 尚史 殿

住 所
名 称
代 表 者
回答・連絡先担当者 役職名・氏名

TEL
FAX

質 問 書

案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり質問いたします。

番 号	質 問 事 項

- 注 1 用紙はA4版で、複写できるものとする。
- 2 記入は、黒インク、黒ボールペン、タイプなどの類とする。
- 3 質問事項ごとに番号を付けるものとする。
- 4 一般的事項に関する質問があれば、別紙に記入する。
- 5 質問が無い場合は提出しなくてよい。
- 6 質問は代表者及び代表者より委任を受けた者が行うものとする。
- 委任を受けた場合は委任状を提出すること。

質問書送付先	長野労働局 総務部総務課 会計第三係青山 aoyama-takuma@mhlw.go.jp 又は 郵便
--------	--

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

住 所

名 称

代 表 者

TEL

FAX

電子入札における紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

1 案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

2 電子入札システムでの参加ができない理由

入札書

案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり入札いたします。

¥

(注:上記に記する金額は、税抜きとすること。)

令和 年 月 日

住 所
名 称
代 表 者
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東 尚史 殿

委任状

代理人氏名 _____

代理人が使用する印鑑

私は、下記案件に係る入札について、上記の者を代理人と定め、当該入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

令和 年 月 日

住 所

名 称

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史

殿

入 札 参 加 適 合 条 件 証 明 書

案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

貴局発注の標記入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し、入札公告記2の各事項について該当がないことを証明し、入札に参加いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

(連絡先担当者氏名)

(連絡先電話番号)

(FAX番号)

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

様式6

入 札 説 明 書 受 領 書

案件名 令和8年度建築物定期点検業務委託

上記件名の、「入札説明書」を受領しました。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

TEL
FAX

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

様式7

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

（連絡先担当者氏名）

（連絡先電話番号）

（FAX番号）

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚 史 殿

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 東 尚史 殿

(様式 9)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 様

所在地

入札者 名 称

代表者

㊞

予算決算及び会計令第 8 5 条及び厚生労働省所管会計事務取扱規程 2 2 条に基づき、低入札価格調査制度に関する書類を下記のとおり提出します。

記

1 業 務 名 _____

2 業 務 場 所 _____

3 提 出 書 類

(1) 申 出 書 (様式 1 0)

(2) 月 日現在の残高証明書

(3) 当該委託業務に要する人件費総額の見込み及び職種毎の人件費の内訳がわかる書類

※委託業務の現場従業員を対象とする。

※下請に発注する業務がある場合は、下請の労働者の人件費も含む。

(様式10)

申 出 書

項 目	内 容
① 当該価格により入札した理由	
② 手持委託業務の状況	
③ 委託業務場所と事業所との 関連（地理的状況）	
④ 手持委託業務遂行のための 労務者（技術者）の配置状況	
⑤ 手持委託業務遂行のための 労務者（技術者）と貴社との 関係	
⑥ 労務者（技術者）の具体的供 給見通し（配置計画）	
⑦ 過去に委託業務を受けた類 似公共委託業務等の業務名と 発注者	
⑧ 経営状況	

⑨人件費総額の見込みを算出した計算式	計算式例 ((単価) × (人数) × (工期等 (日数))) ※計算式は労働者の「単価」がわかるように記載すること。 ※必要に応じて単価毎、委託業務毎に分けて記載すること。 ※人件費総額の見込みを計算式で算出し難い場合は、 単価が一番低い労働者（下請を含む）の人件費の総額について、上記に留意しながら、計算式により示すこと。
⑩入札額の算出にあたり、原材料費、燃料費等のエネルギーコストの単価は、何を根拠としたか。	

業務委託契約書（案）

- 1 業務件名 令和 8 年度建築物定期点検業務委託
- 2 対象施設 別添仕様書第 2 項のとおり。
- 3 履行期間 自 令和 8 年 月 日
至 令和 8 年 12 月 18 日
- 4 契約金額 ￥－
(うち取引に係る消費税額 ￥－)
- 5 契約金額の支払 全額業務完了後払い

上記業務委託について、発注者 支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 東 尚史（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）は、対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同体を結成している場合には、受注者は、共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 長野市中御所一丁目 22-1
氏 名 支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 東 尚史 ㊞

受注者 住 所
氏 名

㊞

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者はこの契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書（別添の図面、仕様書、現場状況に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び業務仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間内に誠実に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との間に協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び業務仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 業務の仕様は別添のとおりとし、これに明記されていない仕様があるときは、協議して定めるものとする。

(関連作業等を行う場合)

- 第2条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、予め受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して建築物の保全にあたるものとする。

(業務実施計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に業務仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は業務仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約保証金)

- 第4条 契約保証金について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項ただし書き

及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第100条の3第3号に基づき免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託等の禁止等）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、「令和8年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る承認申請書（様式1）」を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託金額が50万円未満の場合はこの限りではない。
- 3 受注者は、受託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。
- 4 受注者は、受託業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項についてこの契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先を変更するときは、当該再委託が第2項ただし書に該当する場合を除き、「令和8年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る変更承認申請書（様式2）」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 発注者は、業務につき著しく不相当と認められる再委託者があると認めるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

（再々委託の場合の履行体制）

第7条 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「令和8年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図（様式3）」を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、「令和8年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図（様式3）」に示した内容に変更があるときは、速やかに「令和8年度 建築物定期点検業務委託契約の履行体制図変更届出書（様式4）」を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - 三 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、発注者はこの契約の適正な履行の確保のために必要があ

ると認めるときは、受注者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督及び検査）

第9条 発注者は、受注者の業務の実施について、自己に代わる監督職員及び検査職員には長野労働局予算執行機関補助者設置基準に定められた者をもってこれに充て、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員及び検査職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、業務仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

二 この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

第10条 検査職員は、この契約書に定められた業務の完了の確認をするため、必要な検査を行い、必要と認めるときは受注者に対して報告を求めることができる。

（使用人に関する受注者の責任）

第11条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を得なければならない。使用人を変更したときも同様とする。受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者）

第12条 受注者は、業務を実施するにあたって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期限の変更、契約金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務履行につき著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は前項の規定による請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員又は検査職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(材料等の供給)

第15条 業務に要する材料及び労力はすべて受注者がこれを供給する。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、業務仕様書に定めるところとする。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第17条 受注者は、業務の内容が業務仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務内容の変更等)

第18条 発注者は、必要があるときは、受注者に通知して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は協議して定める。

(業務の中止)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める必要な費用を負担しなければならない。

一 この契約の内容変更の場合、合理的な追加費用

二 この契約の一時中止もしくは解除の場合、当該時点までに受注者に発生した合理的な費用

3 前項の場合において、受注者は、発注者に対して前項の費用以外に損害賠償等その他名目の如何を問わず金銭を要求することができないものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第20条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対してその理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要が認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第21条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第22条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開

始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法）

第23条 契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（一般的損害）

第24条 この契約の目的物の引渡し前に生じた損害（次条の第1項又は第2項に規定する場合を除き、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより目的物が滅失又は毀損した場合を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する損害額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその損害額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示、貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受注者及び発注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、業務の履行にあたって事故が発生したとき又は事故の発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知

しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(完了時の検査及び引渡し)

第27条 受注者は、目的物が完了したときは発注者に対して遅滞なく業務完了届及び仕様書に定める図書等一式を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届及び業務仕様書に定める図書等一式を受領したときは、その日から10日以内に、目的物について検査を実施しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届及び業務仕様書に定める図書等一式を提出して再検査を受けなければならない。当該再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

(契約金額の支払い)

第28条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、官署支出官 長野労働局長（以下「支出官」という。）に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 支出官は、前項により適切な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該契約金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第29条 発注者は、第27条第4項の引渡しの後に発見された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金

額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、第1項及び前項の請求をした場合は、第1項及び前項に加え、受注者に対する損害賠償請求並びにこの契約の解除を行うことができる。
- 5 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第50条に規定する期間を経過した場合においても、なお前4項を適用するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第30条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、契約金額に対して、延長日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。この場合において、発注者は受注者に支払うべき報酬より前記金額を控除することができる。

3 発注者の責めに帰する事由により、第28条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に規定する条項に定めるところにより計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第31条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号もしくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次条第1項第1号において同じ。）を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含

む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項もしくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第32条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号もしくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間

（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 公正取引委員会が、受注者等に対して独占禁止法第7条の2第1項ただし書きもしくは第7条の4第1項規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

五 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

六 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第5号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第5号に該当する場合であって、前項第2号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 前項第5号に該当する場合であって、受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第33条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第34条 受注者は、この契約の履行又は不履行に関連又は付随して発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。

2 受注者は、この契約の履行に着手後、次条第1項、第36条第1項又は第37条第1項の規定に基づく契約解除により損害を生じたときは、発注者の意思表示のあった

日から10日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務の履行が完了するまでの間は、次条又は第37条の規定によるほか、必要であるときは、この契約を一時中止又は解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の内容変更又は一時中止若しくは解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 正当な事由なしに業務に着手しないとき。
- 二 経営の状況又は信用度が極度に悪化し又はそのおそれがあり、適正な契約の履行が確保されないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第29条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。
 - 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 受注者が第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 八 正当な理由なく第57条2項に定める協議に応じないとき。
- 2 発注者は、受注者について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、

何らの催告を要せず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 発注者によるこの契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これが行うことができるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第38条 受注者が次の各号に該当するときは、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第20条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 受注者の都合により、受注者が発注者に対してこの契約の解除を請求し、発注者がこれを承認したとき。
 - 三 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不可能となったとき。
 - 四 受注者が第27条に規定する検査又は引渡しに際し、受注者又はその使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認められるとき。
 - 五 第55条の規定に違反したとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（属性要件に基づく契約解除）

第39条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

六 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に権利を譲渡したとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第40条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第41条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第42条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第36条各号又は第37条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第36条各号又は第37条第1項各号の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条 受注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第18条第1項の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第47条 受注者は、この契約が目的物の引渡し前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条又は第53条の規定によるときは発注者が定め、第35条、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約解除に基づく損害賠償)

第48条 発注者は、第29条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条第2項及び第53条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第29条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条第2項及び第53条の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

この限りではない。

一 第44条及び第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第50条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第27条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合期責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期責任期間については適用しない。

7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときはこの限りではない。

8 引き渡された目的物の契約不適合が発注者又は監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（不当介入に関する通報・報告）

第51条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察へ

の通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第52条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第53条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第54条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることはできない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第55条 受注者は、発注者の与えた指示及びこの契約の遂行上知り得た発注者の秘密情報（書面などをもって発注者が受注者に提供した情報及び受注者が発注者の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これをこの契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 受注者は、本業務、本納品物及び前項にて秘密保持義務を負っている発注者の秘密情報が化体された成果物を、この契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

3 受注者は、自らの従事者及び第6条又は第7条により発注者の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4 受注者が本条の義務に違反した場合には、発注者は、なんらの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。

5 前各項の規定は、この契約が終了した後においても適用されるものとする。

(法律、規格等の遵守)

第56条 受注者は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争の解決)

第57条 この契約の履行に当たり、発注者及び受注者の間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者及び受注者が協議のうえ、解決するものとする。

2 発注者が面会方式での協議が必要と認めたときは、受注者は発注者の指定の場所及び時間において対面での協議を行わなければならない。

3 この契約の準拠法は日本法とし、この契約に関する一切の紛争については、日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(存続条項)

第58条 この契約の効力が消滅した場合であっても、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第38条、第41条、第48条、第49条、第50条、第54条、第55条、第57条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下余白)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名

印

令和 8 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る承認申請書

標記について、契約書第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力（実績等）
- 5 契約金額（税込）
- 6 その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名

印

令和 8 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る変更承認申請書

標記について、契約書第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力（実績等）
- 5 契約金額（税込）
- 6 その他必要と認められる事項

様式 3

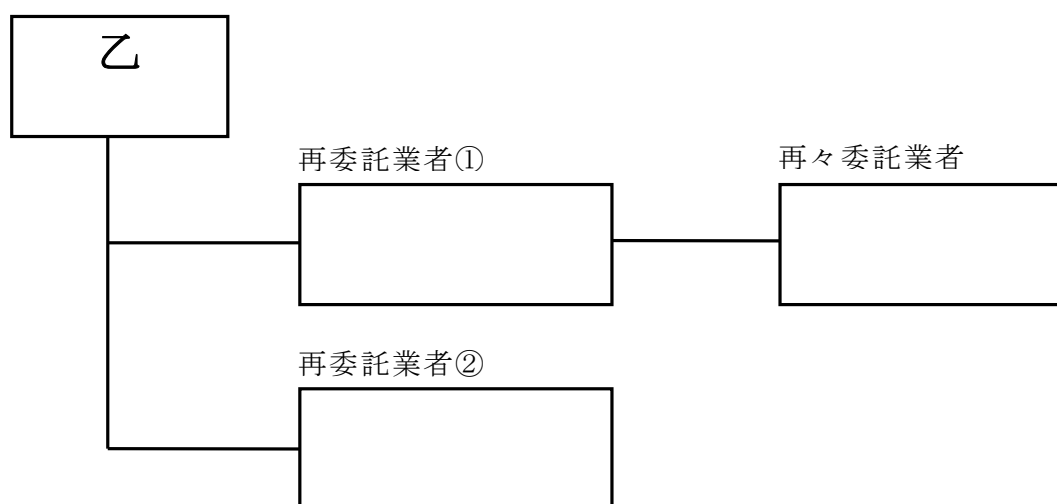
令和 8 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図

標記について、契約書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

事業者名	住 所	契約金額 (税込)	業務の範囲

(必要に応じ、欄等を増減して記載すること。再々々委託業者等がある場合は、乙は末端の業者まで把握し漏れなく記入すること)



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名 印

令和 8 年度建築物定期点検業務委託契約の履行体制図変更届出書

標記について、契約書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと）

- 2 変更の内容

- 3 変更後の体制図